

議案第 5 号

杉並区表彰条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区表彰条例

(目的)

第 1 条 この条例は、別に定めがあるものを除き、杉並区（以下「区」という。）の振興及び発展又は区民の生活及び文化の向上に特に功労があった者等の功績をたたえることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 区長は、区の振興及び発展若しくは区民の生活及び文化の向上に特に功労があった者又は称賛に値する業績若しくは徳行のあった者を表彰する。

2 区長は、前項に規定する者のほか適当と認める者を表彰することができる。

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 表彰を受けるべき者が死亡したときは、生前に遡ってこれを表彰し、前項に規定する表彰状及び記念品を遺族に贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、毎年 1 回行う。ただし、区長が必要があると認めるときは、随時行うことができる。

(審査会の設置)

第 5 条 表彰の適正を期するため、区長の附属機関として、杉並区表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、被表彰候補者について、被表彰者として適当であるか否かを審査するものとする。

(審査会の組織)

第 6 条 審査会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 10 人以内をもって

組織する。

- (1) 区内の公共的団体の代表者
- (2) 区議会議員
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	教育委員会	杉並区文化財保護審議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	を

	杉並区表彰審査会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	に改める。
	教育委員会	杉並区文化財保護審議会	

(提案理由)

表彰に関し必要な事項を定める等の必要がある。